

平成29年度 第1回 清瀬市都市計画審議会 議事録

【日 時】 平成29年5月25日（木） 10:00～10:40

【場 所】 中清戸地域市民センター 2階 第2会議室

【出席者】 委員10名（原田会長、西上委員、斉藤委員、小原委員、  
小山委員、金子委員、山口委員、松村委員、  
石津委員、中村委員）

事務局 （都市整備部長、まちづくり課長、他3名）

【欠席者】 委員4名 （渋谷委員、中根委員、中村委員、村野委員）

【議 事】

(1) 会長及び職務代理者の選出について

(2) 報告事項

ア 東村山都市計画地区計画野塩二丁目地区地区計画の原案について（付帯事項：東村山都市計画一団地の住宅施設、東村山都市計画用途地域、東村山都市計画高度地区の原案について）

イ 東村山都市計画道路3・4・15の2号線地区計画策定準備について

ウ 東村山都市計画道路事業3・4・17号下清戸線について

(3) その他

都市整備部長	<p>公私共々、お忙しいところご参集いただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、これより清瀬市都市計画審議会を開催いたします。今回は任期満了に伴い、はじめての審議会でございますので、会長が決まるまでの間、事務局であります都市整備部長佐々木が進行を務めさせていただく事をご了承ください。まずは、渋谷市長よりご挨拶をいただきたいと思います。</p>
市長	<p>おはようございます。今日の日経新聞、一昨日の読売新聞と17年3月期の1302社かな、決算が売り上げ2, 4%減でも24兆2000億円の最高利益を生み出している。和風総本家に見られるように中小企業が技術をずっと積み重ねてきている。賃金を下げて利益を生み出しているわけではなく、賃金も微増になっているわけで、利益を出せる体質になっている。愚痴っていると愚痴る体質になって絶対にいい状況にはならない。きちっとそこを積み重ねていく。積み重ねていくのはまちづくりもそうですし、特に皆さん忘れてしまっている、秋津駅開設100周年。その時、清瀬の関係者が動いてくれなかったら、東村山市秋津駅は清瀬市に入らなかった。ずっと所沢寄りに秋津駅が予定されていた。ここで野塩の人が動いて、今の秋津駅、東村山とちょうど半分の場所に開設された。それを忘れては本当に申し訳ない。野塩市民センターでささやかでも、秋津駅開設100周年をご先祖様、先代、先住民さんたちに感謝して、お祝いをする予定であります。まちも同じように積み重ねて、先々の未来をつくっていくわけで、今日の審議会も今すぐではありませんけれども、清瀬の未来をつくるということで、慎重にご審議の程よろしくお願いします。ありがとうございました。</p>
都市整備部長	<p>ありがとうございました。誠に申し訳ございませんが、市長は次の公務がございますのでここで退席させていただきます。よろしく願いいたします。</p> <p>今回は昨年9月末をもって全委員の任期満了に伴い、新たな委員体制での都市計画審議会になりますので、みなさまに自己紹介をしていただきたいと思います。</p>

委員	<p>西上委員からお願いします。</p> <p>おはようございます。市議会副議長の西上でございます。議会からは議長、そして副議長、建設環境常任委員長がこの審議会に参加させていただいております。今日は議長はいらっしゃらないようですけれども、議会でもしっかりとこの都市計画に向けた取り組みを今後も引き続き行っていきたくと思います。なお6月で議会人事の改選がございますので、これ以降は場合によっては、次の方に代わるようになるかもしれませんが、引き続きよろしく申し上げます。</p>
委員	<p>おはようございます。斉藤あき子でございます。建設環境常任委員長として、こちらの方におじゃまさせていただいておりますけれども、今お話がありましたように、6月で改選になるということで、代わる可能性もありますので、後任の方にはしっかりとやっていただきたいと思っておりますし、継続の場合には、またよろしく申し上げますということになるかと思っております。どうぞよろしく申し上げます。</p>
委員	<p>おはようございます。公益社団法人東京都宅地建物取引業協会北多摩支部の支部長を務めております、小原啓嗣と申します。今期からお世話になります。家業の方は野塩で不動産業を営んでおります。今後ともよろしく申し上げます。</p>
委員	<p>おはようございます。原田と申します。中清戸で原田測量建築事務所という屋号で土地家屋調査士業務と建築士業務を行っております。大した知識はございませんけれども、皆様の足を引っ張らないように頑張りたいと思っております。よろしくお願いたします。</p>
委員	<p>おはようございます。上清戸で建築関係の仕事をしております、小山と言います。よろしく申し上げます。</p>

委員	おはようございます。多摩建築指導事務所の所長をやっております、金子と申します。建築行政と開発行政の方をやらせていただいております。よりよいまちづくりを進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
委員	おはようございます。清瀬消防署長の山口でございます。私は今年の4月から清瀬消防署長を拝命しましたので、まだまだ若輩者ではございますけれども、しっかり消防を務めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
委員	おはようございます。中里の松村と申します。だいふ市民代表として長くお世話になっております。また今期もよろしくお願いいたします申し上げます。
委員	おはようございます。 下清戸にずっと住んでおります。石津と申します。よろしくお願いいたします。市民代表ということでやらせていただいております。みなさんにご迷惑をかけることもあるかもしれませんがよろしくお願いいたします。
委員	おはようございます。中里3丁目の中村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
都市整備部長	次に事務局の職員の紹介をさせていただきます。
まちづくり課長	まちづくり課長の綾です。よろしくお願いいたします。
野村主任	まちづくり課の野村です。よろしくお願いいたします。
岩田主事	まちづくり課の岩田です。よろしくお願いいたします。
佐藤主事	まちづくり課の佐藤です。よろしくお願いいたします。

都市整備部長	<p>改めまして都市整備部長の佐々木です。本日はよろしくお願 いします。</p> <p>なお、本日は、渋谷委員、中根委員、中村京子委員、村野委 員は欠席とのことでございますのでよろしくお願いいたし ます。</p> <p>さて、本日の議題でございますが、一つ目が「会長及び職務 代理者の選出について」、二つ目が「報告事項」、三つ目と して「その他」の順に進めさせていただきます。</p> <p>それでは、議題に入らせていただきます。</p> <p>まず初めに議題（１）「会長及び職務代理者の選出について」 ですが、清瀬市都市計画審議会条例第５条の規定に基づきま して、会長は互選により定めることとなっています。今まで は、指名推薦という方法をとっておりましたが、いかがでし ょうか？</p> <p>異議なし</p>
都市整備部長	<p>それでは、指名推薦という方法でおこないます。委員の中 でどなたか、ご推薦される方はいらっしゃいますか。</p>
委員	<p>地元にも精通している土地家屋調査士の原田さんが適任と 思われますがいかがでしょうか。</p>
都市整備部長	<p>ただ今、委員から原田委員という声が挙がりました。 お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>異議なし</p>
都市整備部長	<p>それでは、原田委員、会長席の方へお願いします。一言、ご 挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p>指名ということでみなさまにご賛同いただきまして拝命さ せていただきます。何かと力足らずなところがあるかと思</p>

都市整備部長	<p>いますけれども、ここにいらっしゃる市民の代表、学識経験者、議員のみなさまのご協力のもと、この審議会が立派に機能を果たすように努めてまいりたいと思いますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、新会長が決まりましたので、清瀬市都市計画審議会条例第5条第2項により、会長に進行役をお願いします。引き続き、清瀬市都市計画審議会条例第5条第3項により、職務代理を指名していただきたいと思います。</p>
会長	<p>職務代理の指名ということでございますが、よく存じ上げている方々がいっぱいいらっしゃいますが、若輩者でございますので、私より年下でいらっしゃる中村勝宏委員にお願いできればと思うのですがいかがでしょうか。</p>
会長	<p>異議なし</p>
会長	<p>それでは中村委員に職務代理をお願いしたいと思います。一言ご挨拶をお願いいたします。</p>
委員	<p>ご推薦いただきましたので、職務代理ということで原田会長を支えてしっかりやっていきたいと思いますのでよろしくお願いします。</p>
会長	<p>ありがとうございます。それでは早速議題に入りたいと思います。議題（2）「報告事項 ア 東村山都市計画地区計画野塩二丁目地区地区計画の原案について」を事務局からの説明をお願いします。</p>
まちづくり課長	<p>それでは、東村山都市計画地区計画野塩二丁目地区地区計画（原案）についてご説明させていただきます。</p> <p>東京都において、昭和40年代以前に建設された老朽化した</p>

都営住宅の建替えを順次進めているところですが、野塩アパートも老朽化が進み、バリアフリーに対応していないことから、平成11年度から住宅の建替えを進めています。これまで、前期1期、2期の建替え工事を完了しており、現在後期1期の建替え事業が進められています。

後期2期以降については、国や都で示されている一団地の住宅施設の見直し方針に基づき、一団地の住宅施設を廃止し、新たに地区計画を策定することとしました。

まず、今後のスケジュールでございます。清瀬市住環境の整備に関する条例に基づきまして、6月20日に野塩地域市民センターにて地区計画の原案の説明会を行う予定です。また、6月20日から7月4日まで地区計画の原案の縦覧を行い、7月11日まで意見の提出を受付けます。そこで出た意見等を集約し、7月中には都市計画法第19条協議を東京都と行い、8月中に都市計画法第17条の縦覧、10月初旬に再度都市計画審議会に諮問させていただく予定です。

今回、新規で地区計画を策定するという事で、原案の縦覧及び説明会前に都市計画審議会委員のみなさまに現時点での地区計画等の概要についてご報告させていただくものです。

それでは、事前にお配りしてございます資料に基づいてご説明させていただきます。

まず資料の確認ですが、1ページ目が地区計画の総括図、2ページから6ページまでが、今回地区計画として定める内容の原案です。7ページから10ページまでが地区計画の計画図となっております。11、12ページが一団地の住宅施設の内容と計画です。最後の13ページは、今回の建替え事業に伴い、地形地物に変更されることから、用途地域と高度地区を一部見直す予定となっております、それを示した計画図となっております。不足等ございませんでしょうか。なければ説明を進めさせていただきます。

1ページの総括図をご覧ください。赤枠で囲われた部分が今回地区計画を定めようとする区域です。

2ページの「土地利用の方針」の部分をご覧ください。本地区計画では、地区計画区域を住宅地区A B Cと3つに区分し、地区の特性に応じた適切な土地利用を誘導していこうと考えております。7ページをご覧ください。区域及び地区の区分を示しております。

住宅地区Aは用途地域が第1種低層住居専用地域の部分、住宅地区Bは都営住宅が建て替えられる部分、住宅地区Cは今回の建替えで高層化したことにより、空地となる部分として設定しています。それぞれの地区の土地利用方針等は恐れ入りますが、2ページに記載してあるとおりでございますので、資料でご確認ください。

続きまして「地区施設の整備の方針」をご覧ください。ここでは、地区施設として区域内に道路と公園・広場を整備するよう定める予定です。

整備の内容は、3, 4ページの地区整備計画の「地区施設の配置及び規模」と8ページの地区施設の配置でご覧いただければと思います。それぞれに区画道路1, 2、公園が1から7、広場が1から3と示されております。

続きまして「建築物等の整備の方針」について説明します。ここでは、建築物の用途や最低敷地面積等の建築に関する制限の方針を定めます。具体的な内容は4ページ及び5ページの「建築物等に関する事項」の部分をご覧ください。

住宅地区Aでは「建築物の敷地面積の最低限度」を、住宅地区B、Cでは、「建築物等の用途の制限」「建築物の容積率の最高限度」「建築物の敷地面積の最低限度」を定めております。

「建築物等の用途の制限」については、こちらに列記した建築物以外は建築できないという制限を設けております。住宅地区BとCの違いとしては、住宅地区Cでは住宅地区Bで建築できる建築物に加え、店舗や診療所を建築できるものとしております。これは住宅地区Cが今回の建替えにより空地となることから、将来的な土地の運用を見越してこのような形にしていこうと考えております。



	<p>続きまして9ページの「壁面の位置の制限」をご覧ください。こちらでお示した形で壁面の位置を制限していこうと考えております。</p> <p>続きまして「建築物の高さの最高限度」について、10ページをご覧ください。計画図のとおり住宅地区Aは高さの最高限度を10m、住宅地区B、Cは高さの最高限度を25mと設定しております。</p> <p>戻りまして6ページでございます。「建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限」、「垣又はさくの構造の制限」につきましては、こちらに記載してある通りでございますのでご確認いただければと思います。</p> <p>続きまして11、12ページをご覧くださいと思います。こちらは現在指定されている一団地の住宅施設の内容及び計画図となっております。一団地の住宅施設から地区計画への移行に当たっては、一団地の住宅施設で定められている内容について現状を加味した上で精査し、現状にあった内容を地区計画で定めるよう考えております。一団地の住宅施設につきましては、今後廃止をしていく予定でございます。</p> <p>駆け足ではございますが、以上で東村山都市計画地区計画野塩二丁目地区地区計画の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>ありがとうございます。報告事項アについて説明が終わりました。みなさまご意見ございますでしょうか。ご意見ある方は挙手にて願います。ご質問でも結構です。</p>
委員	<p>質問よろしいでしょうか。7ページを見ているのですが、住宅地区Aの部分が、たぶん崖線のところと一番西側の隅に飛んでいますけれども、現況はどうなっているのか。</p>
まちづくり課長	<p>西側の部分は現在空地となっております。委員のおっしゃるとおり、南側は崖線となっております。8ページを見ていただくとわかるのですが、ここは公園になる計画となっております。</p>

委員	<p>ます。</p> <p>西側は飛び地みたいな印象ですけれども、何か意図があって先に空き地になっているのでしょうか。団地の関係で今更地になっているとおっしゃっておりますが、どうして飛び地になっているのかなと疑問に思ったのですが。</p>
まちづくり課長	<p>この部分につきましては、昭和40年代に建てられた時から第一種低層住居専用地域となっておりますことから、都営住宅もこの部分には建設せずというようなことで現在は空き地となっております。</p>
委員	<p>わかりました。</p>
会長	<p>よろしいですか。ほかにご質問等あれば。</p>
委員	<p>ちょっと教えてもらいたいののですが、5ページの敷地面積の最低限度が120㎡と110㎡でAとB Cで分かれていますのですが、この平米の違いというのは何か意図があるのでしょうか。</p>
まちづくり課長	<p>住宅地区Aにつきましては、第一種低層住居専用地域ですので、都市計画で清瀬市内全域120㎡という規制がございますので、それをそのまま定めさせていただきました。</p> <p>住宅地区B、Cにつきましては清瀬市住環境の整備に関する条例に基づきまして、110㎡と定めさせていただきました。</p>
委員	<p>わかりました。</p>
会長	<p>ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>それではご意見も出尽くしたようですので、只今の報告事項アにつきましては、以上とさせていただきます。次の議題イ「東村山都市計画道路3・4・15の2号線地区計画策定準備について」を事務局から説明をお願いします。</p>

まちづくり課長	<p>それでは、東村山都市計画道路3・4・15の2号線地区計画策定準備についてご説明させていただきます。</p> <p>A4の資料をご覧ください。東村山都市計画道路3・4・15の2号線につきましては、現在東京都施行で事業が進められております。所沢市境の清瀬橋端からけやき通りまでの区間について、沿道地域のまちづくりの推進、適切な土地利用の誘導を図るため、沿道地域における地区計画の導入及び用途地域等の都市計画の見直しを行っていきたいと考えております。</p> <p>見直しを検討する対象区域としては清瀬橋端からけやき通りまでの区間の沿道両側30mの範囲とする予定です。</p> <p>今後のスケジュールとしましては、今年度の夏ごろに地域住民を対象としたアンケート調査を行いまして、秋ごろには説明会を実施したいと考えております。平成30年度には29年度中の検討成果に基づき、地区計画の策定を行う予定でございます。</p> <p>以上、簡単ではございますが東村山都市計画道路3・4・15の2号線地区計画策定準備について説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、報告事項イについての説明が終わりました。ご意見ご質問ありますでしょうか。挙手にてお願いします。</p>
委員	<p>一応確認ですが、図を見ますと東3・4・15の2と表示されているのが、東3・4・26から左側になっているわけですがけれども、今回の当該地域はこの右の方に下がっていく18mと書かれているところということで、左端から右に交差しているところまでという判断ということでしょうか。</p>
まちづくり課長	<p>大変図が見にくくなっていて申し訳ございませんが、今の委員がおっしゃるとおり、左端から右下の道路が交差するところまでが今回の対象範囲ということになっております。</p>
委員	<p>ありがとうございます。今後はもう少しわかりやすいようにご紹介いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>これはちょうど委員の家の近くからでんきちのあたりまでになろうかと思えます。</p> <p>そのほかに意見等ありますでしょうか。</p>

委員	沿道両側30mということですが、都市計画道路ができる場合にはこうなるのですか。
まちづくり課長	清瀬市内ですと今までは沿道20mという形でございます。この点につきましては、幹線道路ということもございまして30mという範囲で考えたいと思いますが、その辺りにつきましては地域住民の意見もお聞きしながら範囲については決定していきたいと考えております。
委員	わかりました。
会長	私から1点質問してよろしいでしょうか。東3・4・15の2は清瀬市の地形から見ると、ななめに入っているような形になろうかと思いますが、おそらくこの道が入ってくると斜めに削り取られた狭小の宅地が残るのかなと思うのですが、そこに地区計画が入ってくるとかなり厳しい建築条件の宅地が相当数出てくるのではないかなということが危惧されますので、その辺についてお考えはありますでしょうか。例えば何㎡以下は適用除外とするというような。
まちづくり課長	今、この地域についてはほぼ第一種低層住居専用地域ですので、その用途を上げていくというようなことがありますので、その辺りについても会長がおっしゃるとおり、配慮しながら用途の方を定めていきたいと考えております。
会長	はい、ありがとうございます。ほかにございますか。
委員	ちょっと地図が小さくてよくわからないのですが、宅地が密集しているところと、農地になっている部分があると思うのですが、市役所等が最近お話しされている区画整理とか、この道を含んで行う予定はあるのでしょうか。
まちづくり課長	この区間につきましては、農地もありますけれどもほぼ宅地がはりついていることでもありますので、今回につきましては沿道の20mから30mというような考え方をさせていただきたいと考えております。ただ、委員がおっしゃるとおり、この先けやき通りから新小金井街道までにつきましては、まだ農地が多くございますので、面的に考えていきたいと思っております。市で区画整理ができるかどうかにつきましては、検討させていただきたいとは思いますが、個人での区画整理ということもございまして、地権者の方々との協議になるかと思っております。

委員	わかりました。
会長	はい、ありがとうございます。ほかにもございますでしょうか。
委員	以前都市計画道路が新設、又は移設された時期に都市計画制限のタイムラグがあったような気がします。新しい道路に対しての用途制限が、緩和されていなかった。それをいつどういう風にやるかという計画を事前に立てられた方がよいかと思えます。
会長	ただいまの意見を踏まえて検討いただければと思います。
まちづくり課長	ありがとうございます。こちらの道路は東京都施行ということで、東京都との連携がうまくいっていないということもございまして、今回地区計画を策定するという時期になりましたが、次にご説明いたします、東3・4・17は市施行ということでございますので、その辺につきましても、きっちりと計画どおり進めていきたいと考えております。
会長	よろしく申し上げます。ほかにもございますでしょうか。 意見も出尽くしたようでございますので、報告事項イにつきましては以上とさせていただきます。 続きまして、議題ウ「東村山都市計画道路事業3・4・17号下清戸線」について事務局から説明をお願いします。
まちづくり課長	それでは報告事項ウ「東村山都市計画道路事業3・4・17号下清戸線」についてご説明させていただきます。3・4・17号線は全長約1,050mで柳瀬川通りと志木街道を結ぶ重要な都市計画道路であります。この路線の北側部分、柳瀬川通りからけやき通りまでの約630mが完成済みであり、けやき通りから志木街道までの約420mが未着手となっております。この未着手となっている部分は歩道が設置されていないため、歩行者等が安全に通行できない状態となっており、早急な整備が必要と考えることから、この度事業を進めることとなりました。 平成27年7月から9月まで現況測量を実施し、また昨年6月には交通需要の増加から付加車線を設けること、また沿道の土地利用を考慮したまちづくりの観点から現道を生かした道路線形に変更するなどの都市計画変更をいたしました。その後用地測量を実施し、今年の4月に事業認可申請を行ったところでございます。 今後、事業認可を取得しましたら、地権者の方々に説明に伺いまして事業を進めていきたいと考えております。以上「東村山都市計画道路

	事業3・4・17号下清戸線」について説明を終わります。
会長	報告事項ウについて説明が終わりました。ご意見、ご質問等ありましたら挙手にてお願いします。
委員	今、東京都では無電柱化の促進ということで方針を定め、取り組んでいることかと思いますが、東3・4・15の2のところを確認しなかったのですが、東3・4・17号線につきまして、無電柱化についてどのような状況になのか教えていただきたい。
まちづくり課長	東3・4・15の2については、東京都施行ですが無電柱化を行うというように聞いています。東3・4・17号線につきましては、今後電柱を管理しております東京電力と協議がございますので、できるだけ無電柱化を進めていきたいと考えておりますが、その辺りは協議の中で検討させていただきたいと思っております。
委員	ありがとうございます。東京都は区市町村で整備する分についても、10/10で支出するというように聞いております。ただ、これについてはさしあたって、どのくらいの期間かというのがありますし、この東3・4・17号線が施行される時どうなのかということもありますが、今お話しいただいたように、できるだけ無電柱化を進めていただきたいと思っておりますので、これを意見とさせていただきます。
会長	意見として承りました。ありがとうございます。 ほかにご意見ご質問ありますでしょうか。 ちなみに場所は大林組から志木街道の「さと」のところになるかと思っております。みなさんありませんか。それでは意見も出尽くしたようですので、ただいまの報告事項ウについては以上とさせていただきます。 次の議題はその他でございますけれども、事務局から何かございますか。
まちづくり課長	特にございません。委員さんの方から何かあれば。
委員	事務局にお聞きしたいのですが、こうした道路を作るときに住宅に住めなくなったということで、そういう時に市で代替地をあっせんするということはあるのか確認したい。
まちづくり課長	基本的には地権者の方に探していただくというのが原則なのですが、私たちもそこは協力させていただいて、不動産の情報を提供することはできます。

委員	先ほど会長からも少し話があったと思うのですが、ほんの少しの未利用地みたいなのところも出てくると思うのですが、そういうところを多めに取得するというのも可能ですか。
まちづくり課長	そこは地権者と協議させていただきたいと考えております。
委員	それと街路の植樹について、植樹はどのようにして選定していますか。色々な通りで道路をつくっていますよね。ハナミズキを植えたり、けやきを植えたり、色々なところで色々なパターンを考えていると思うのですが、あれはどのように選定しているかお聞きしたいのですが。
まちづくり課長	今後につきましては、けやきの管理の問題などもありますので、地域の方々やその辺りも見据えた中で植樹について検討していきたいと思えます。
委員	清瀬市では公金をつかって街路に植樹をしているかと思うのですが、新座市の例を見てみると、寄付行為、例えば誰々さんが寄付したという形でほかのところでもかなりやっているのは承知しているのですが、そういったことは考えていますか。
まちづくり課長	その辺りも今後の検討課題だと考えております。ただ、東3・4・17号線につきましては、現在、自転車の問題等もございますので、植樹帯についてどのように設けるかについては、これから検討していきます。
委員	わかりました。
会長	ほかにみなさまございますか。よろしいですか。なければ私から一つよろしいでしょうか。2月に生産緑地法の改正についての閣議決定がされております。今までは生産緑地の最低敷地面積が連たんでもって500㎡という形になっておりますけれども、閣議決定の内容では、各行政の条例をもって300㎡に下げることができるという形になっておりますので、その条例案についてもこの審議会の意見を聴いてという風を書いてあったと記憶しております。ぜひそちらの方も法改正の施行に間に合うように、条例の制定等について検討していただきたいと思えます。よろしくお願ひします。
まちづくり課長	その辺りにつきましては、農業委員会とも連携しまして300㎡に引き下げた時にどれだけの件数があるのかですとか、要望があるのかと

会長	<p>いったところも、加味しながら条例を制定していくのか。また、清瀬は東村山都市計画で東村山市と東久留米市と一緒にですので、その3市とも連携しながら、検討していきたいと考えております。</p> <p>よろしくお願いいたします。ほかにご意見等はございますか。よろしければこれを持ちまして都市計画審議会を終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
----	---